

松戸市子ども総合計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

中間年の見直し

(素案たたき)

平成 29 年度

目次

1 中間年の見直しの実施について（案）	2
(1) 実施の背景	2
(2) 中間年の見直し対象期間	3
(3) 見直しの要点	3
2 人口の推移について	3
3 教育・保育の提供体制の見直しについて	5
(1) 対象施設の現状	5
(2) 市内における待機児の状況	5
(3) 認定区分ごとの量の見込み（需要量）と確保方策（供給量） の見直し	5
4 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて	6
5 計画策定後の新規取り組みについて（主なもの）	7

松戸市子ども総合計画の中間年の見直しにあたって

1 中間年の見直しの実施について（案）

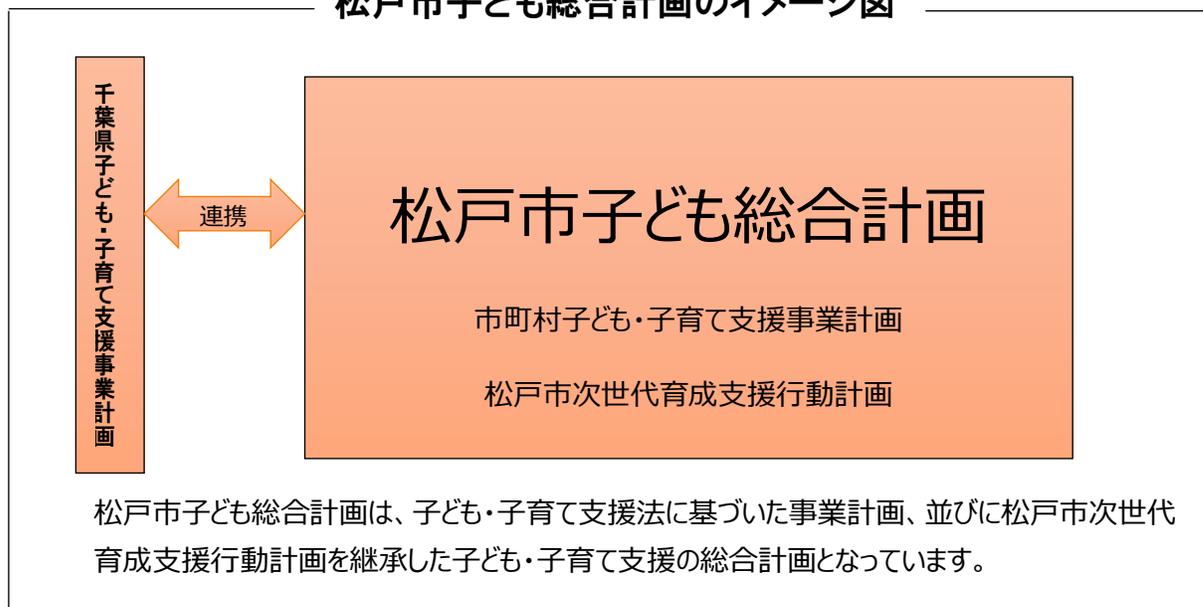
(1) 実施の背景

松戸市子ども総合計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく、『市町村子ども・子育て支援事業計画』（以下「事業計画」という。）である法定事業計画と松戸市次世代育成支援行動計画を引き継いだ、子ども・子育て支援の総合計画として、平成 27 年 3 月に策定をいたしました。

各市町村が地域の実情に応じて策定する事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、事業計画の見直しを行う」としています。

松戸市子ども総合計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めており、平成29年が中間年にあたることから、策定時以降の状況の変化に合わせ本市の子ども・子育て支援における適切な基盤整備を行うことを目的として、供給体制等を見直していきます。

松戸市子ども総合計画のイメージ図



(2) 中間年の見直し対象期間

平成27～29年度までの松戸市子ども総合計画の実施状況をふまえ、平成30年度及び最終年次である平成31年度までの計画を見直します。

(3) 見直しの要点

今回の見直しでは、当初の松戸市子ども総合計画（第5章）に記載している各事業のうち、その量の見込み（需要量）や確保方策（供給量）が実績調査によって得られた直近の需要量や供給量の実績値と大きく乖離していることが明らかになった事業について、必要に応じて実績値を踏まえた補正を行い、需要量と供給量を修正しました。なお、区域設定（第5章第2節）、人口設定（第5章第3節）については、松戸市総合計画及び松戸市総合計画第6次実施計画との整合性や、直近の事業実施状況を踏まえた補正が最も今後の需要予測を反映することと思われることから、中間年の見直しは行わないものといたしました。

その他、松戸市子ども総合計画書132ページから145ページに記載している「関連実施事業一覧」について、変更事項を確認し、事業名称、概要、担当部署等を修正いたしました。

2 人口の推移について

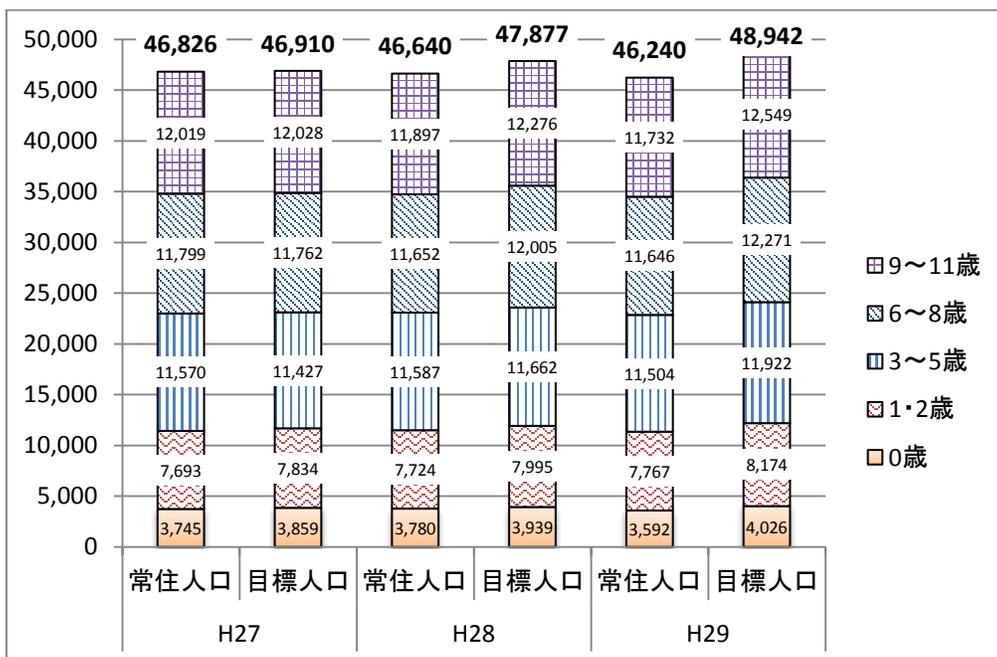
松戸市の人口は、東日本大震災の影響で一時的に減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、平成28年10月1日時点では、震災前の484,457人（平成22年10月1日時点）を上回る486,045人となっています。

その中で、0歳～11歳までの人口については、目標人口との間にかい離が見られます。特に0歳児では、平成27年度が▲114人、平成28年度が▲159人、平成29年度が▲434人（参考値）と、年々かい離が大きくなっています。

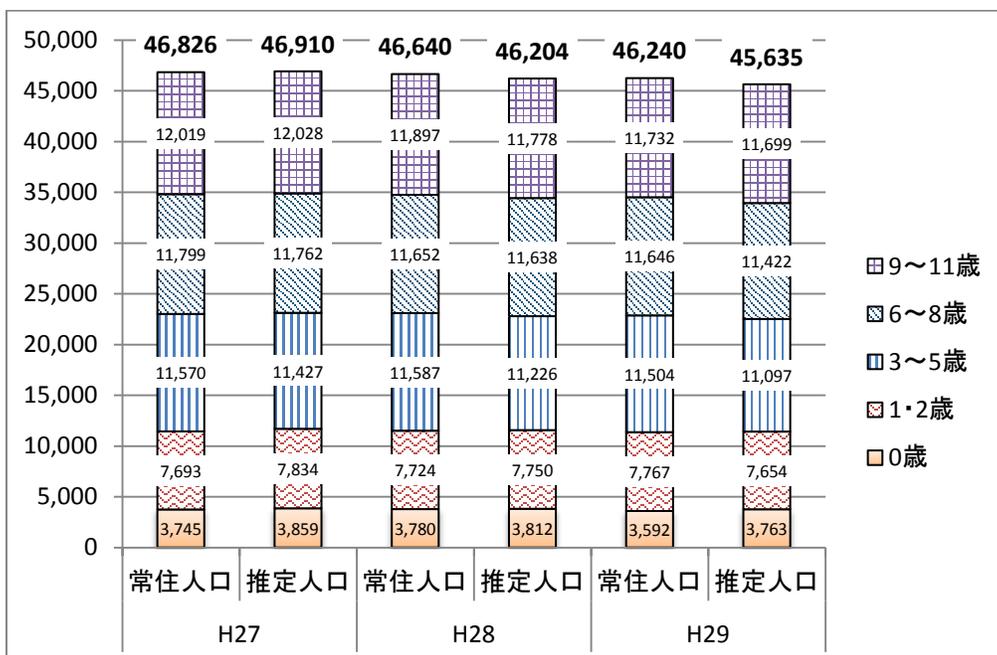
推計人口と常住人口を比較した場合、推定人口をやや上回る勢いで常住人口が伸びていることがわかります。平成27年度は▲9人ですが、平成28年度が436人、平成29年度が605人（参考値）と、かい離の幅も広がっている状況です。

このように人口は増加傾向にあるものの、現在設定している目標人口とはかい離が出ている状況です。

目標人口との比較



推計人口との比較



各年度 4月1日現在 (住基人口を常住人口に換算したもの)

[常住人口への換算]換算率 = 常住人口(10.1 現在)/住基人口(9.30 現在)≒0.99 0.99×住基人口各年齢により算出。※H29年度は常住人口(4.1 現在)/住基人口(4.1 現在)≒0.99

3 教育・保育の提供体制の見直しについて

(1) 対象施設の現状

松戸市子ども総合計画（第5章）が対象としている教育・保育施設、地域型保育事業の設置状況は以下のとおりです。（平成29年4月現在）。

- ① 認定こども園（5園）
- ② 幼稚園（38園）
- ③ 認可保育所（66園）
- ④ 小規模保育施設（44園）

(2) 市内における待機児童の状況

本市では子育て世代にも魅力的な「東京に隣接した子育てしやすいまち」として選ばれるまちづくりを進めるため、「待機児童対策」を最優先課題として取り組んでいます。

平成27年4月には48名の待機児童を含む411名の入所保留者がありましたが、待機児童の解消に向けて小規模保育施設の整備などに取り組み、平成28年4月には国基準での待機児童ゼロを達成するとともに、入所保留者も143名と大幅な減少となりました。平成29年4月には2年連続で国基準の待機児童ゼロを達成、入所保留者も85名となり、大幅に減少しました。

保育園などへの申込は年々増加しており、平成29年度は平成28年度に比べて619名の増となっています。今後も増加傾向が見込まれることから、教育・保育の提供体制の見直しを図り、適切な基盤整備をすすめてまいります。

(3) 認定区分ごとの量の見込み(需要量)と確保方策(供給量)の見直し

- ① 満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望する方（幼稚園、認定こども園【幼稚園機能】）（1号認定）

需要量については、計画策定時は増加傾向を見込んでいましたが、実績として平成27-29年の需要量は年々減少しています。共働き世帯の増加等から保育需要が高まり、今後も需要量は減少傾向が続くことが予想されるため、30年度以降の需要量についても実績を踏まえ見直しをしました。ただし、幼稚園の預かり保育助成金申請者については、教育利用希望の強い2号（保育を必要とするが幼稚園に通わせたい人）に計上しており、申請者数が年々増加しているため、今後も増加傾向が続くと見込んでいます。

供給量（定員数）については、実績値が計画策定時の見込みより大幅に上回っている状態であるため、実績を踏まえて見直しをしました。

以上の見直しにより、1号認定の需要量に充分に対応可能な供給量を確保していきます。

- ② 満3歳以上で、就労など保育の必要な事由に該当し、保育園などでの教育・保育を強く希望する方（保育園、認定こども園【保育園機能】）（2号認定）

需要量については、実績値（入所人員数+入所保留者数+国待機児童数）が、計画策定時の見込を下回っていたものの、近年の保育需要率の増加を踏まえて、需要量の見込みをさらに増やす見直しを行いました。

供給量（定員数）については、需要量の見込みを増やす見直しに対応するため、各地域の実情を踏まえて施設の施設の新設や建替えによる供給量の見直しを行いました。また、保育を必要とするが幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに対応するため、幼稚園の預かり保育の活用を推進していきます。

以上の見直しにより、2号認定の需要に対応できるだけの供給量を確保していきます。

- ③ 満3歳未満で、就労など保育の必要な事由に該当し、保育園などでの教育・保育を強く希望する方（保育園、認定こども園、小規模保育事業など）（3号認定）

1,2歳児の需要量については、実績値（入所人員数+入所保留者数+国待機児童数）が、ほぼ計画策定時の見込み通りでした。しかし、近年の保育需要率の増加や、国が示している女性の就業率の見込みを鑑みて、計画値以上の需要量の見込みを増やす見直しを行いました。

0歳児の需要量について、実績値（入所人員数+入所保留者数+国待機児童数）は、平成28-29年でほぼ横ばいとなりました。近年の保育需要率の増加や、国が示している女性の就業率の見込みを鑑みて、30年度以降も保育需要が高まる見込みはありますが、計画値とは大きな離れが出てくることが予想されるため、実績を踏まえ見直しを行いました。

供給量（定員数）については、需要量の見込みを増やす見直しに対応するため、各地域の実情を踏まえて主に小規模保育施設を中心とする新設施設によって供給量の見直しを行いました。

以上の見直しにより、3号認定の需要量に対応できるだけの供給量を確保していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて

子ども・子育て支援法第59条では、各市町村は自ら策定した事業計画に沿って、同法第1～13号に掲げられている『地域子ども・子育て支援事業』（以下「13事業」という。）を行うこととされています。

本市では平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定し、13事業を実施してきましたが、今回13事業の実績を調査したところ、うち8事業（後掲）について、①実績値と事業計画の間に大きな離れが見られたこと、②法改正等により施策を追加したこと、などを鑑み、今回見直しを行うこととしました。

13事業のうち、今回の見直し対象となった8事業は以下のとおりです。

- ① 利用者支援事業
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業（おやこ DE 広場、子育て支援センター）
- ⑥ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育・その他）
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

5 計画策定後の新規取り組みについて（主なもの）

松戸市では、法改正や現状の課題解決に向けて迅速に対応するため、平成 27 年 3 月の松戸市子ども総合計画策定後に、様々な取り組みを実施しています。下図は、新たな取り組みの主なものです。

子どもの未来応援（子どもの貧困対策）

様々な環境におかれている子どもが健やかに成長できるように、子どもの未来応援会議にて、「（仮称）松戸市子どもの貧困対策推進計画」の策定に向けた審議を進めています。

<主な取り組み>

- 「子どもの未来応援担当室」の設置（平成 29 年 4 月）
- 「子どもの未来応援会議」の設置（平成 29 年 7 月）
- 生活実態調査における実態の把握（平成 29 年 7 月）

子どもの虐待予防・対策の強化

●児童虐待防止ネットワークへの改組

関係機関が情報を共有し、連携して対応するため、要保護児童等対策地域協議会を「児童虐待防止ネットワーク」に改組。その機能強化のため、医療機関ネットワークも構築しています。

●「子育て家庭総合支援拠点」の設置（平成 29 年 4 月）

児童虐待等の予防及び支線体制の強化のため、子ども家庭相談課内に、「子育て家庭総合支援拠点」の設置。

相談体制の充実（利用者支援事業）

●親子すこやかセンターの設置（平成 28 年 4 月）

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を実施するため、市内 3 保健センター内に、親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）を設置。

●利用支援コンシェルジュ（平成 28 年 4 月）

保育所等の入所に関わる相談業務・情報提供に特化した利用支援コンシェルジュを市役所 幼児保育課の窓口を設置。

保育の質の向上／保育士確保

●「松戸市保育の質のガイドライン」の策定（平成 29 年 10 月）

市内全ての保育施設において、等しく個々に配慮された環境を構成するため、松戸市保育の質のガイドラインを策定しています。

●保育士確保

保育士宿舍借り上げや保育士資格取得を支援するなど、本市独自の多様なメニューを用意し、積極的に PR することで、保育士確保を目指します。

幼児教育の推進

- **ブックスタートの導入**（平成 28 年 4 月～）
親子がふれあうきっかけづくりを支援するため、乳児家庭全戸訪問の際に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡しています。
- **幼児期からの英語あそびの推進**（平成 28 年 9 月～）
子どもの豊かな人間関係を育むきっかけづくりとして、公立保育所での「楽しい英語あそび」の実施及び外国語活動を実施した私立保育園等への補助金交付を行っています。

子育ての 프로모ーション

市内外の子育て世代へ松戸市の魅力・価値を効果的に発信し、本市への興味・関心をもってもらうことで、将来的な人口流入及び定住促進につなげていきます。

<主な取組み>

- **近隣市映画館での CM 上映**（平成 28 年 10 月～）
- **松戸駅東口自転車駐車場壁面へのポスター掲出・結婚相談所でのパンフレット配布**（平成 29 年 10 月～）

以下、

- ・事業計画における量の見込みと確保方策の実績と見直し案
（教育・保育）
- ・事業計画における量の見込みと確保方策の実績と見直し案
（地域子ども・子育て支援事業）
- ・その他の事業における実績と見直し案
- ・関連実施事業一覧（修正後）

を添付